

新潟県公安委員会規則第2号

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年2月9日

新潟県公安委員会

委員長 小林 彰

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（平成21年新潟県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
<b>別表（第2条関係）</b>		<b>別表（第2条関係）</b>	
1 法第4条の3第2項の規定による指定		1 法第4条の3第2項の規定による指定	
診断の対象者	医師	診断の対象者	医師
介護保険法（平成9年法律第123号） <u>第5条の2第1項</u> に規定する認知症である者であるかどうかを調査する必要がある者	（略）	介護保険法（平成9年法律第123号） <u>第5条の2</u> に規定する認知症である者であるかどうかを調査する必要がある者	（略）
2 法第12条の3の規定による指定		2 法第12条の3の規定による指定	
診断の対象者	医師	診断の対象者	医師
（略）		（略）	
介護保険法第5条の <u>2第1項</u> に規定する認知症である者であるかどうかを調査する必要がある者	（略）	介護保険法第5条の <u>2</u> に規定する認知症である者であるかどうかを調査する必要がある者	（略）

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。